

# 「新しい生活様式の普及協力支援金」 Q & A

(2020.08.03 現在)

※状況により適宜内容を更新していきます。

## Q 1 どのような事業か？

A 1 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、「新しい生活様式」のガイドライン等に沿って事業所（店舗、工場、営業所等）の感染防止対策を図りながら、事業継続に取り組む市内の中小企業者等に対して、支援金を給付するものです。

## Q 2 どのくらい売り上げが減少すれば対象となるのか？

A 1 売上高の減少率に関わらず新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業者の方が対象となります。

このため、売上高は減少していないが、感染症対策により経費が増加した事業者の方も対象となります。

具体的には、申請書の「4 新型コロナウイルス感染症の影響」に列挙している項目に1つでも該当すれば対象となります。

## Q 3 「新しい生活様式」とは？

A 3 令和2年5月4日に厚生労働省から示された、新型コロナウイルス感染の防止として、飛沫感染、接触感染、近距離での会話等を避けるために求められる対策を取り入れた生活様式のことです。

## Q 4 どのような感染防止対策を実践すればよいのか？

A 4 例えば、業種や事業内容に応じて、次のような対策を実践してください。

- ・客席の配置変更による社会的距離の確保
- ・定期的な消毒の実施
- ・対面場所へのアクリル板の設置
- ・キャッシュレス決済の導入
- ・注文を受けるためのwebサイトの作成 など

その他、国のホームページに掲載されている業種ごとの感染拡大予防ガイドラインや、県のホームページに掲載されている対象施設ごとの感染防止対策などを参考に実践してください。

国：<https://corona.go.jp/>

県：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/>

Q5 中小企業基本法に定める中小企業者等とは？

A5 次の表のいずれかに当てはまる事業者です。

	中小企業者 (次のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②~④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

Q6 個人事業者も対象となるのか？

A6 個人事業者であっても、事業所が廿日市市内にあり、「新しい生活様式」を  
実践しながら事業継続に取り組む場合は、対象となります。

Q7 廿日市市に事業所があるものとは？

A7 法人の方は、本店又は本社が廿日市市内にあるものです。

個人事業者の方は、確定申告書の住所又は事業所所在地が廿日市市内にある  
ものです。

Q8 本店所在地が市外で、市内に店舗等があるが対象となるのか？

A8 本店が市外の場合、対象外となります。

Q9 創業が令和2年1月以降で、申告書等の提出ができない場合は、どうすれば  
よいか？

A9 法人の場合は、市に提出した法人設立等届出書の写しを提出してください。  
個人の場合は、開業届出書の写しを提出してください。

Q10 農業は給付の対象となるのか？

A10 農業など一次産業は、原則対象外となります。ただし、複数人が従事する加工場や実店舗がある場合などは、感染拡大の防止の観点から対象となる場合があります。

Q11 サラリーマンながら副業があり確定申告をしています。給付対象となるのか？

A11 会社員以外の方で自ら事業を行っている方のみが対象となります。年間収入の多くが「営業収入」によるものかどうか、市内に実店舗を有するか等を踏まえ総合的に判断します。

Q12 不動産の賃貸収入がありますが、給付対象となるのか？

A12 不動産賃貸を業として営んでいる市民のみが対象となります。青色申告者で、かつ、社会通念上、事業と称するに至る程度の規模で行われているかどうかによって判断します。

次のいずれかの基準に当てはまれば、原則、事業として行われているものとして取り扱います。

(1) 貸間、アパート等については、貸与できる独立した室数がおおむね10室以上であること。

(2) 独立家屋の貸付けについては、おおむね5棟以上であること。

※必要に応じて、これらの実態を証明する書類（賃貸借契約書等）の提出をお願いします。

Q13 なぜ、旅館業は対象外なのか？

A13 旅館・ホテル業者の方は、別途実行委員会が実施している「感染症対策備品等購入費用補助金」の制度をご利用ください。

Q14 製造業でも、対象となるか？

A14 製造業であっても、事業所が廿日市市内にあり、「新しい生活様式」を実践しながら事業継続に取り組む場合は、対象となります。

理由としては、製造工場であっても、直売所等を設置して対面販売を行っている事業所などがあることや、お客様だけではなく、従業員に対する感染拡大防止の取り組みも対象としているためです。

Q15 タクシー会社は、市の「公共交通事業継続支援金」の対象となるが、この支援金も対象となるか？

A15 市（都市計画課）が給付する「公共交通事業継続支援金」は、固定費（車検代、車両保険、原価償却費等）を支援するものであるため、事業継続支援金の給付を受けた場合でも、対象となります。

Q16 市内に複数事業所があるが、複数申請することができるのか？

A16 市内に複数事業所があっても、申請は1法人あたり1回のみです。  
予防対策に10万円以上かかる場合は、応援補助金（20万円）の制度の活用をご検討ください。

Q17 国の「持続化給付金」、県の「感染拡大防止協力支援金」との併給はできるのか？

A17 国の「持続化給付金」、県の「感染拡大防止協力支援金」を受けた場合でも、この支援金を申請することができます。  
ただし、別途実行委員会が実施している、旅館・ホテル業者向けの「感染症対策備品等購入費用補助金」との併給はできません。

Q18 支援金の使途は決まっているのか？

A18 本支援金は、市内事業所（店舗、工場、事業所等）の、新型コロナウイルスの感染防止対策を行っていただくことを条件に交付するものです。

Q19 申請時に対策経費の実費が10万円を下回る場合は、どうなるのか？

A19 申請時において、対策経費が10万円を下回っていても、領収書の写しや写真などで必要な感染防止対策が講じられていることが確認できれば、今後も対策経費がかかることに配慮して定額を給付します。  
給付後においても、引き継ぎ適切な対策の実践をお願いします。

Q20 いつから実践している対策が対象となるのか？

A20 新型コロナウイルス感染の影響を受け、新しい生活様式に則った形で実践している事業者に対する支援金であるため、コロナの影響を受ける前から実践しているものは対象外とします。

目安としては、国の雇用調整助成金の特例措置適用開始日である今年1月24日以降に行った対策を対象とします。

Q21 実行委員会へ申請するのに、なぜ、市税の滞納がないことや市のアンケート調査に回答することが条件となっているのか？

A21 この事業は、市から補助金を受けて実施しているためです。アンケートは、市内事業者の声を今後の産業振興施策等に反映させるためのものですので、ご協力をお願いします。

Q22 新型コロナウイルス感染症の影響で、納税猶予を受けたが対象となるか？

A22 新型コロナウイルス感染症の影響により、納税猶予を受けている場合は、対象とします。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響が出る以前から滞納があり、更に納税猶予を受けている場合は、対象外となります。

Q23 申請書の様式はどこで入手できるのか？

A23 申請書は、実行委員会が運営するサイト「今こそ、廿日市」からダウンロードすることができます。

また、市内の商工会議所、商工会、市（産業振興課、しごと共創センター）で受け取ることができます。

Q24 ステッカーはどこで入手できるのか？

A24 ステッカーは、給付決定後に事務局（大野町商工会）から振込通知と一緒に郵送します。

Q25 申請からどのくらいの期間で振り込まれるのか？

A25 申請から1か月以内に指定口座に振り込みます。

Q26 支援金の申請をしたが不支給となることがあるのか？

A26 支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと実行委員会が判断する者については、不支給となることがあります。